特定個人情報保護評価指針

発令 : 平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号

最終改正:令和4年3月23日個人情報保護委員会告示第3号

改正内容:令和4年3月23日個人情報保護委員会告示第3号[令和4年4月1日]

○特定個人情報保護評価指針

〔平成二十六年四月十八日号外特定個人情報保護委員会告示第四号〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十六条〔現行=二七条=平成二七年九月法律六五号により改正〕第一項の規定に基づき、特定個人情報保護評価指針を次のように定め、平成二十六年四月二十日から適用する。

特定個人情報保護評価指針

目次

- 第1 特定個人情報保護評価の意義
 - 1 特定個人情報保護評価の基本理念
 - 2 特定個人情報保護評価の目的
 - (1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
 - (2) 国民・住民の信頼の確保
 - 3 特定個人情報保護評価の内容
- 第2 定義
- 第3 特定個人情報保護評価の実施主体
 - 1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者
 - 2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価
- 第4 特定個人情報保護評価の対象
 - 1 基本的な考え方
 - 2 特定個人情報保護評価の単位
 - 3 特定個人情報ファイル
 - 4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務
 - (1) 実施が義務付けられない事務
 - (2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用
- 第5 特定個人情報保護評価の実施手続
 - 1 特定個人情報保護評価計画管理書
 - (1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成
 - (2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出
 - 2 しきい値判断

- 3 特定個人情報保護評価書
 - (1) 基礎項目評価書
 - (2) 重点項目評価書
 - (3) 全項目評価書
 - (4) 特定個人情報保護評価書の公表
- 4 特定個人情報保護評価書の見直し
- 5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知
- 第6 特定個人情報保護評価の実施時期
 - 1 新規保有時
 - (1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期
 - (2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期
 - 2 新規保有時以外
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 重要な変更
 - (3) しきい値判断の結果の変更
 - (4) 一定期間経過
- 第7 特定個人情報保護評価書の修正
 - 1 基礎項目評価書
 - 2 重点項目評価書・全項目評価書
- 第8 個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知
- 第9 特定個人情報保護評価の評価項目
 - 1 基本的な考え方
 - 2 評価項目
 - (1) 基礎項目評価書
 - (2) 重点項目評価書
 - (3) 全項目評価書
- 第10 委員会の関与
 - 1 特定個人情報保護評価書の承認
 - (1) 承認対象
 - (2) 審査の観点
 - 2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認
- 第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施
- 第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置
 - 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
 - 2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置

別表

- 様式1 特定個人情報保護評価計画管理書
- 様式2 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)
- 様式3 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)
- 様式4 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第27条第1項の規定に基づく指針 であって、行政機関の長等が、番号法第28条の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他 の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を 自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するため に講ずべき措置を定めるものである。

第1 特定個人情報保護評価の意義

1 特定個人情報保護評価の基本理念

番号法によって導入される社会保障・税番号制度(以下「番号制度」という。)は、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)等の個人情報保護法令が整備されているが、これに加え、番号制度においては、このような懸念に対して、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用するなどシステム上の安全措置を講ずることとしている。

特定個人情報保護評価は、このような番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。特定個人情報保護評価の実施により、評価実施機関が個人情報保護法令の趣旨を踏まえ、より主体的な措置を講ずることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護につながることが期待される。

2 特定個人情報保護評価の目的

特定個人情報保護評価は、次に掲げることを目的として実施するものである。

(1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止

情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難であるなど、その回復

は容易でない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要である。特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的とするものである。

事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を 防ぐことも期待される。

(2) 国民・住民の信頼の確保

番号制度の導入に対して示されてきた個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目的とするものである。

3 特定個人情報保護評価の内容

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書(以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。)において自ら宣言するものである。

特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment: PIA)に相当するものであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要最小限の措置を講じているか否かについてのチェックにとどまらず、評価実施機関が自らの取組について積極的、体系的に検討し、評価することが期待される。

また、評価実施機関には、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待される。

4 特定個人情報保護評価の実施体制

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが

望ましい。例えば、①複数の特定個人情報保護評価書を作成する評価実施機関において、 部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署を設置するこ と、②個人情報の取扱いに関して、部署横断的・専門的な立場から各部署・従業員の指導 等を行う個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等が考えられる。

第2 定義

この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施 する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機 関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法 第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例 事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者)をいう。
- 2 行政機関等 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報 システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者(規則第 2条第3号に規定する地方公共団体等(以下単に「地方公共団体等」という。)を除く。) をいう。
- 3 特定個人情報保護評価計画管理書 規則第3条に規定する、評価実施機関が保有する特 定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、又は 記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 4 全項目評価書 番号法第28条第1項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は 記録した書面又は電磁的記録(行政機関等においては番号法第28条第4項及び規則第8 条の規定、地方公共団体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となる もの)をいう。
- 5 情報連携 行政機関の長等の間の情報提供ネットワークシステムを使用する特定個人 情報の提供の求め又は提供をいう。
- 6 重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は当該個人情報の本人(個人情報によって識別される特定の個人であって、当該評価実施機関の従業者を除く。)の数が101人以上のもの(配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。)をいう。
- 7 特定個人情報の入手 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を、 特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得することをいう。
- 8 特定個人情報の使用 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いることをいう。

- 9 特定個人情報の移転 評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特 定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に 供することをいう。
- 10 システム用ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング及びテストの段階を経て運用に供される電子情報処理組織で保有される特定個人情報ファイルをいう。
- 11 その他の電子ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のものをいう。

第3 特定個人情報保護評価の実施主体

1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、 この指針に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる。

- (1) 行政機関の長
- (2) 地方公共団体の長その他の機関
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人
- (5) 地方公共団体情報システム機構
- (6) 情報連携を行う事業者(番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記(1)から(5)までに掲げる者以外のものをいう。下記第4の4(1)カにおいて同じ。)
- 2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

上記1に掲げる者が特定個人情報保護評価を実施する際に、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者が特定個人情報保護評価の実施を取りまとめる。

また、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとする。

第4 特定個人情報保護評価の対象

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価の対象は、番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務とする。

2 特定個人情報保護評価の単位

特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号

法の別表第一に掲げる事務については、原則として、別表第一の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。別表第一以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。

3 特定個人情報ファイル

特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい(番号法第2条第9項)、個人情報を含む情報の集合物であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したものである。

特定個人情報ファイルの単位は、特定個人情報ファイルの使用目的に基づき、評価実施 機関が定めることができる。特定個人情報保護評価の対象となる1つの事務において複数 の特定個人情報ファイルを保有することもできる。

4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

(1) 実施が義務付けられない事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務(規則第4条第1号から第7号までに掲げる特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務)は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。次に掲げる事務であっても、特定個人情報保護評価の枠組みを用い、任意で評価を実施することを妨げるものではない。

- ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務(規則第4条第1号)
- イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務(規則第4条第2号)
- ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数(以下「対象人数」という。)が1,000人未満の事務(規則第4条第3号)
- エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2 以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被 保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記 録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務(規則第4条第4号及び第5号)
- オ 公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務(規則第4条第5号)
- カ 情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報を記録した特定 個人情報ファイルのみを取り扱う事務(規則第4条第6号)
- キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う

事務(規則第4条第7号)

また、特定個人情報保護評価の対象となる事務において複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合で、その一部が上記(ウを除く。)に定める特定個人情報ファイルである場合は、その特定個人情報ファイルに関する事項を特定個人情報保護評価書に記載しないことができる。

(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用

上記(1)に定める特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務であっても、 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定が適用され、当該事務を実施する者は、番号 法に基づき必要な措置を講ずることが求められる。

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

- 1 特定個人情報保護評価計画管理書
 - (1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

評価実施機関は、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書(様式1参照)を作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、また、 特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実 施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記 載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の記載事項に変更が生じたときは、特定個人情報保 護評価計画管理書を速やかに更新するものとする。

(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出

評価実施機関は、規則第3条の規定に基づき、最初の特定個人情報保護評価書の委員会への提出の際に、特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出するものとする。その後、評価実施機関が特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際は、その都度、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、併せて提出するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の公表は、不要とする。

2 しきい値判断

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、①対象人数、②評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数(以下「取扱者数」という。)、③評価実施機関における規則第4条第8号ロに規定する特定個人情報に関する重大事故の発生(評価実施機関が重大事故の発生を知ることを含む。以下同じ。)の有無に基づき、次のとおり、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断する(以下「しきい値判断」という。)。

しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについても任意で重

点項目評価又は全項目評価を実施することができ、重点項目評価の実施が義務付けられる と判断されたものについても任意で全項目評価を実施することができる。なお、重点項目 評価の実施が義務付けられると判断されたものについて、任意で全項目評価を実施した場 合は、重点項目評価を併せて行ったものとして取り扱う。

- (1) 対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条)
- (2) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号ロ及び第5条)
- (3) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び重点項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項)
- (4) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び重点項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項)
- (5) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価及び重点項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第2号及び第3項)
- (6) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び全項目評価(行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで)
- (7) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価(行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで)
- (8) 対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価(行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで)
- 3 特定個人情報保護評価書

しきい値判断の結果に従い、評価実施機関は特定個人情報保護評価を実施し、次のとおり、特定個人情報保護評価書を作成し、委員会に提出するものとする。その際、特定個人

情報保護評価書の記載事項を補足的に説明する資料を作成している場合は、必要に応じて、 当該特定個人情報保護評価書に添付する。

(1) 基礎項目評価書

評価実施機関は、規則第5条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施が 義務付けられる全ての事務について基礎項目評価書(様式2参照)を作成し、委員会へ 提出するものとする。上記2に定めるしきい値判断の結果は、基礎項目評価書に記載す るものとする。

(2) 重点項目評価書

評価実施機関は、規則第6条第1項の規定に基づき、上記2(3)、(4)又は(5)の場合は、重点項目評価書(様式3参照)を作成し、委員会へ提出するものとする。

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書(様式4 参照)を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第28条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第10条)。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

行政機関等は、番号法第28条第2項の規定に基づき、公示し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、上記 2 (6)、 (7) 又は (8) の場合は、全項目評価書を作成するものとする。

また、地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第7条第3項)。

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は原則として30日以上 とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明ら かにした上でこれを短縮することができる。また、地方公共団体等が条例等に基づき 住民等からの意見聴取等の仕組みを定めている場合は、これによることができる。

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分(下記(4)参照)を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、下記第10の1(2)に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第7条第5項の規定に基づき、第三者点検を受けた全項目 評価書を委員会へ提出するものとする。

(4) 特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速 やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとす る(番号法第28条第4項並びに規則第5条第2項、第6条第3項及び第8条)。

地方公共団体等は、特定個人情報保護評価書を委員会に提出した後速やかに、公表するものとする(規則第5条第2項、第6条第3項及び第7条第6項)。

特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として、全て公表するものとする。 ただし、規則第13条の規定に基づき、公表することにセキュリティ上のリスクがある と認められる場合は、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護 評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、セキュリティ上のリスクがあ ると認められる部分を公表しないことができる。この場合であっても、期間、回数等の 具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法など真にセキュリティ上のリスクのあ る部分に、公表しない部分を限定するものとする。

犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び公訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関する特定個人情報保護評価については、評価実施機関は、規則第13条の規定に基づき、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項

を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする(規則第14条)。

5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等は、規則 第16条の規定に基づき、遅滞なく委員会に通知するものとする。評価実施機関は、事務 の実施をやめるなどした日から少なくとも3年間、その事務の実施をやめたこと等を記載 するなど所要の修正を行った上で、特定個人情報保護評価書を公表しておくものとする。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、 当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。 ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報 保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報 ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。

- (1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期 規則第9条第1項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情 報保護評価を実施するものとする。
- (2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期 事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

2 新規保有時以外

(1) 基本的な考え方

評価実施機関は、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、下記(2)又は(3)の場合には、特定個人情報保護評価を再実施するものとし、下記(4)の場合には、再実施するよう努めるものとする。

再実施に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。下記(2)から(4)まで以外の場合に特定個人情報保護評価を任意に再実施することを妨げるものではない。

(2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更(規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの)とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更に当たるものではないが、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更に該当する。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。ただし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いを変更せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後可及的速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

- ア システムの開発を伴う場合の実施時期
 - 上記1(1)に準ずるものとする。
- イ システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期 事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(3) しきい値判断の結果の変更

上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする(規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条)。

また、評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする(規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条)。

なお、対象人数又は取扱者数が減少したことによりしきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価若しくは基礎項目評価に、又は重点項目評価から基礎項目評価に変更になった場合については、特定個人情報保護評価書の修正として、委員会に提出した上で公表するものとする。

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正

1 基礎項目評価書

基礎項目評価書の記載事項に、上記第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更に該当 しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価 書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、上記第6の2(2)の重要な変更に当たらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

この場合は、特定個人情報保護評価の実施に該当せず、全項目評価の場合であっても、 国民(地方公共団体等にあっては住民等)からの意見の聴取及び委員会による承認又は第 三者点検は必要ない。評価実施機関の任意の判断で、国民(地方公共団体等にあっては住 民等)からの意見の聴取又は第三者点検を行うことを妨げるものではない。

第8 個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知

個人情報保護法第74条第1項の規定に基づき、会計検査院を除く行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、同項各号に規定する事項(以下「事前通知事項」という。)をあらかじめ委員会に通知しなければならず、また、事前通知事項を変更しようとするときも同様に通知しなければならない(以下「事前通知」と総称する。)。行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書を公表した場合、又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した全項目評価書を公表した場合は、番号法第28条第5項の規定により、それぞれ事前通知を行ったものとみなす。

また、行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更に当たらない変更を加えようとするときに事前通知事項を変更した全項目評価書又は重点項目評価書を変更前に提出・公表した場合等は、それぞれ事前通知等を併せて行ったものとして取り扱う。

第9 特定個人情報保護評価の評価項目

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価を実施するに当たって、評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識又は分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において宣言するものとする。

評価実施機関は、リスクを軽減するための措置を検討する際には、特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましい。また、リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり、評価実施機関は、基本方針、取扱規程等を踏まえ、評価実施機関の規模及び事務の特性に応じた適切な措置を講ずるものとする。

なお、技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する 場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ず るものとする。

2 評価項目

(1) 基礎項目評価書

規則第2条第1号に規定する基礎項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利 利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認 識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものと する。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

(2) 重点項目評価書

規則第2条第2号に規定する重点項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管場所その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利 利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なリスク について分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとす る。重点項目評価書様式は主なリスクのみを示しているが、その他のリスクについて も分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨さ れる。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載 するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

(3) 全項目評価書

法第28条第1項各号及び規則第12条に規定する全項目評価書の記載事項は、次の とおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の

提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管及 び消去の方法その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載する ものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利 利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリス クについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載する ものとする。全項目評価書様式に示すもの以外のリスクについても分析し、そのよう なリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載 するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ 評価実施手続

行政機関等は、上記第5の3(3)アにより実施した国民からの意見の聴取の方法、 主な意見の内容等、下記第10の1に定める委員会による承認のために全項目評価書 を委員会に提出した日、委員会による審査等について記載するものとする。

地方公共団体等は、上記第5の3(3)イにより実施した住民等からの意見の聴取 及び第三者点検の方法等について記載するものとする。

オ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(1) 承認対象

委員会は、上記第5の3(3)アに基づき行政機関等から委員会に提出された全項目 評価書を審査し、承認するものとする。

委員会は、基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目 評価書及び任意で提出された全項目評価書の承認は行わないものとする。

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

・しきい値判断に誤りはないか。

- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見 直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価 書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等 に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務にお ける特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他 の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に 基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益 の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的 に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

委員会は、提出された全項目評価書の審査の結果、必要と認めるときは、番号法の 規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、全項目評価書の再提出その他の是正 を求めるものとする。

2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認

委員会は、評価実施機関から委員会に提出された特定個人情報保護評価書であって上記 1による委員会の承認の対象としないものについては、必要に応じて、その内容を精査し、 適合性及び妥当性について確認するものとする。

委員会は、提出された特定個人情報保護評価書の精査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の再実施その他の是正を求めるものとする。

第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施

評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

- 第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置
 - 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される(番号法第21条第2項第2号、第28条第6項)。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。

2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置 特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報保護評価書の記載に反している場合、委 員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、是正を 求めるものとする。

前 文〔抄〕〔平成二七年一二月二二日特定個人情報保護委員会告示第四号〕

平成二十八年一月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成二九年四月二七日個人情報保護委員会告示第八号〕

平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則〔平成三〇年五月二一日個人情報保護委員会告示第二号〕 (施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第6の1(1)の規定並びに第9の2(1)ア、同(2)ア及び同(3)ア中「部署」を「部署及び所属長の役職名」に改める部分並びに様式2Iの5、様式3Iの6及び様式4Iの7中「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この告示による変更後の特定個人情報保護評価指針(以下「新指針」という。)第9 の2(1)イの規定及びこの告示の施行の際現に変更前の特定個人情報保護評価指針(以下 「旧指針」という。)の規定により公表されている変更前の様式2(Iの5を除く。)については、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 2 新指針第9の2(1)ア、(2)ア及び(3)アの規定並びに附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧指針の規定により公表されている変更前の様式2Iの5、様式3Iの6及び様式4Iの7中「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、所属長の役職名及び氏名に変更がない限りにおいて、この告示の施行の日から起算して六月を経過

する日までの間は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則〔令和三年二月五日個人情報保護委員会告示第一号〕

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則〔令和三年八月二五日個人情報保護委員会告示第一一号〕

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月 法律第三七号〕の施行の日(令和三年九月一日)から施行する。

附 則〔令和四年三月二三日個人情報保護委員会告示第三号〕

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月 法律第三七号〕第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。 別表(第6の2(2)関係)

特定個人情報保護評価書の名 称	重要な変更の対象である記載項目
1 重点項目評価書	1 個人番号の利用 2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 3 特定個人情報ファイルの種類 4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 6 特定個人情報の入手元 7 特定個人情報の使用目的 8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 1 0 特定個人情報の保管場所 1 1 リスク対策(重大事故の発生を除く。)
2 全項目評価書	 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 個人番号の利用 情報提供ネットワークシステムによ

- る情報連携
- 4 特定個人情報ファイルの種類
- 5 特定個人情報ファイルの対象となる 本人の範囲
- 6 特定個人情報ファイルに記録される 主な項目
- 7 特定個人情報の入手元
- 8 特定個人情報の使用目的
- 9 特定個人情報の使用部署
- 10 特定個人情報の使用方法
- 11 特定個人情報の突合
- 12 特定個人情報の統計分析
- 13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定
- 14 特定個人情報ファイルの取扱いの 委託の有無
- 15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲
- 16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無
- 17 特定個人情報の保管場所
- 18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(重大事故の発生を除く。)
- 19 その他のリスク対策

様式1

特定個人情報保護評価計画管理書

新原中析機則及

計冊美施傲閔石	7.00 35 700 2 2 6 2	
作成•最終更新日		ja j
担当部署	- 10772	

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書	法令上の In No.	要評価計画管理 #8025	システムの名称	情報	健項目	(表) (古	Surelane.	重点項目/ 物図7章3	全项目	詳価	備考	- 担当部署
W T							186	明四天地は				
				_								
						:						
				-	 _							
					-				 			
									-			
					 				-			

(別添1)システム概要図	

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス 1. 個人番号にアクセスできるシステム	
個人番号を直接保有するシステム	
他のシステムを参照することで個人。 番号にアクセスできるシステム	
2. 個人番号にアクセスできないシステム	
ネットワークが物理的に分離してい。 るシステム	
ネットワークが論理的に分離してい るシステム	
ネットワークは接続しているが、アク セス制御しているシステム	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
個人のプライバ	シー等の権利利益の)保護の宣言	
特記事項			
評価実施機関名			
公表日			

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称				
②事務の概要				
③システムの名称				
2. 特定個人情報ファイル:	名			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠				
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報			
①実施の有無	[]		<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署				
②所属長の役職名				
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・1	訂正・利用停止請求			
請求先				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問	合せ		
連絡先				
Ⅱ しきい値判断	項目			
1. 対象人数				
評価対象の事務の対象人数の	は何人か	ι]	<選択肢> 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上
いつ時点の計	数か			
2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱	者数は500人以上か	(]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満
いつ時点の計	数か			
3. 重大事故				
過去1年以内に、評価実施 人情報に関する重大事故が		[]	<選択肢> 1)発生あり 2)発生なし

Ⅲ しきい値判	 折結果		
しきい値判断結身	 艮		
IV リスク対策			
1. 提出する特別	上個人情報	報保護語	評価書の種類
		<	<選択肢>
		1	1)基礎項目評価書
[]	2	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
		3	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を	と選択した	た評価第	実施機関については、それぞれ重点項目評価書
又は全項目評価	西書におい	ハて、!	リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報	報の入手	(情報	提供ネットワークシステムを通じた入手を除
<。)			
目的外の入手が			<選択肢>
行われるリスク	[]	1)特に力を入れている
への対策は十分			2)十分である
か			3)課題が残されている
3. 特定個人情報	8の使用		
目的を超えた紐			<選択肢>
付け、事務に必	[]	1)特に力を入れている
要のない情報と			2)十分である
の紐付けが行わ			3)課題が残されている
れるリスクへの			
対策は十分か			
権限のない者			<選択肢>
(元職員、アク	[]	1)特に力を入れている
セス権限のない			2)十分である
職員等)によっ			3)課題が残されている
て不正に使用さ			
れるリスクへの			
対策は十分か			

4. 特定個人情報	報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない
委託先における	<選択肢>	
不正な使用等の	[] 1)特に力を入れてい	いる
リスクへの対策	2) 十分である	
は十分か	3)課題が残されてレ	いる
5. 特定個人情報	報の提供・移転(委託や情報提供ネット	、ワークシステムを通じ
た提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移	<選択肢>	
転が行われるリ	[] 1)特に力を入れてレ	いる
スクへの対策は	2) 十分である	
十分か	3)課題が残されてレ	いる
6.情報提供ネッ	ットワークシステムとの接続	
	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供)
目的外の入手が	<選択肢>	
行われるリスク	[] 1)特に力を入れてレ	いる
への対策は十分	2) 十分である	
ヴァ	3)課題が残されてレ	いる
不正な提供が行	<選択肢>	
われるリスクへ	[] 1)特に力を入れてい	いる
の対策は十分か	2) 十分である	
	3)課題が残されてレ	いる
7. 特定個人情報	報の保管・消去	
特定個人情報の	<選択肢>	
漏えい・滅失・	[] 1)特に力を入れてレ	いる
毀損リスクへの	2) 十分である	
対策は十分か	3)課題が残されてレ	いる
8. 監査		
実施の有無	[]自己点検 []内部監査	[]外部監査
9. 従業者に対す	する教育・啓発	
従業者に対する	<選択肢>	
教育・啓発	[] 1)特に力を入れて行	fっている
	2)十分に行っている	
	3)十分に行っている	÷ V V

変更簡所

火火 迫	וליו				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

様式3

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号(評価書名)
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
^{特記事項} 評価実施機関名
☆妻■

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
m	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(別添2)変更箇所

I 基本情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	
②事務の内容	
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満
2.特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム
①システムの名称	
②システムの機能	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[] その他()
3. 特定個人情報ファイル	名
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	
	■ ・システムによる情報連携 ※
O. MARKEDON D. D. D.	<選択肢>
①実施の有無	1) 実施する 2) 実施しない
	3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における	· 担当那者 ■
①部署	
②所属長の役職名	
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定	個人情報ブァイル	8
2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢>
③対象と	なる本人の範囲 ※	
	その必要性	
④記録さ	れる項目	<選択肢> (選択肢> 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	- 識別情報 []個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) - 連絡先等情報 []4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 []国税関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []産用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報
	その妥当性	
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		
⑥事務担当部署		

3. ‡	定個人	育報の入事・	使用			
①入手元 ※			[]本人又は本人の代理人			
			[]評価実施機関内の他部署 ()			
			[]行政機関·独立行政法人等 ()			
			[]地方公共団体・地方独立行政法人 ()			
			[]民間事業者 ()			
			[] その他 ()			
②入手方法			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ			
			[]電子メール []専用線 []庁内連携システム			
			[]情報提供ネットワークシステム			
			[]その他 ()			
③使用目的 ※						
		使用部署				
④使)	用の主体	使用者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
⑤使用方法						
	情報	の突合				
⑥使/	用開始日	la riana et a E e a				
4 特定個人情報ファイル(背報ファイル	の取扱いの委託			
委託の有無 ※			[<選択肢> 1)委託する 2)委託しない () 件			
委託	事項					
①委託内容						
②委託先における取扱者数		ける取扱者数	<選択肢>			
③委託先名						
再委託	④再委託の有無 ※		<選択肢> 1)再委託する 2)再委託しない			
	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委 3	E事項				

5 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く	(。)			
提供・移転の有無	[]提供を行っている ([]行っていない	()件	[]移転を行ってい	る () 件
提供先					
①法令上の根拠					
②提供先における用途					
③提供する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	[1	3) 10万人以	満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲				3.55	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワーク []電子メール []フラッシュメモリ []その他 (アシステム	E E] 専用線]電子記録媒体(フラ] 紙	ッシュメモリを除く。)
②時期·頻度					
移転先		,			·
①法令上の根拠					THE RESERVE OF THE PERSON OF T
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	С	3	3)10万人じ	満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			07 1,000737	32	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム[] 電子メール[] フラッシュメモリ[] その他 ([[] 専用線]電子記録媒体(フラ] 紙	ッシュメモリを除く。)
②時期-頻度					
6 特定個人情報の保管・	消去				
保管場所 ※					
7. 備考					

(別議1) 特定個人情報ファイル記録項目	
	2.00 and a color of the color o

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

2. 特定個人情報の入手	情報提供ネッ	小ワークシスラ	テムをご	配た入手を除く。)	
Jスク: 目的外の入手が行わ					
スクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
寺定個人情報の入手(情報提	供ネットワーク	システムを通じ/	- 入手を	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF	ク及びそのリスクに対する措置
3. 特定個人情報の使用 Jスク1: 目的を超えた組付	SACRETAGE CONTRACTOR	のない情報との	紐付けた	が行われるリスク	
	SACRETAGE CONTRACTOR	のない情報との	紐付けた	が行われるリスク	
Jスクに対する措置の内容					
Jスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2:権限のない者(元順	表員、アクセス権	限限のない職員等	彦)によっ	って不正に使用されるリスク	
ューザ認証の管理	[]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
CONTROL SERVICE AND ADDRESS OF THE PROPERTY OF SERVICE AND ADDRESS OF THE PROPERTY OF THE PROP	e et en til en i i en i	ク及びそのリスク	がないに対す	る措置	

4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[]委託しない
リスク: 委託先における不正	な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定	E .	1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容				
日 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの 担保	ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってし 3) 十分に行っていない	vる 2)十分に行っている 4)再委託していない
具体的な方法				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその代	也のリスク及び	Constitution of the Consti	
5 特定個人情報の提供・移 リスク: 不正な提供・移転が 株字標上標準の提供・移転	行われるリスク		- ムを通じた提供を除く。) - <選択肢>	[]提供・移転しない
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[]	く選択版 <i>></i> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法			,	
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(対する措置	委託や情報提供ネットワ	ークシステムを		その他のリスク及びそのリスクに
ACCOUNT OF THE PROPERTY OF THE				

11.7	青報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	A SP	[]接続しない〈入手〉	[]接続しない(提供)
,^.	71: 目的外の入手が行	われるリスク				
リスク	カに対する措置の内容					
リスク	つへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	72: 不正な提供が行われ	こるリスク			3) 休息か73とれている	
リスク	フルニ対する措置の内容					
リスク	つへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報	提供ネットワークシステム	との接続に伴う	その他のリスク	及びその		
200	寺定個人情報の保管・ 7: 特定個人情報の漏え	ACCOUNTS OF	スク			
①事	特定個人情報の漏え 故発生時手順の策定・	い・滅失・毀損り	スク]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい	ころ ナジニをっている
周知					3) 十分に行っていない	
施機	去3年以内に、評価実 頃において、個人情報に 5重大事故が発生したか	[1		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
40000						
	その内容					
	その内容					
その						
	再発防止策の内容	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 腰頭が残されている	2) 十分である
リスク	再発防止策の内容		リスク及びその		 特に力を入れている 課題が残されている 	2) 十分である

8. 監査				
実施の有無	[]自己点検	[] 内部監査	[]外部監査	
9. 従業者に対する教育・	啓 第			7775
従業者に対する教育・啓発	[<選択肢> 1)特に力を2 3)十分に行っ	\れて行っている 2)十分に行っていない	っている
具体的な方法				
				AND THE PROPERTY OF THE PARTY O
10、その他のリスク対策				

Ⅳ 開示請求、問合せ

1.特定個人情報の開示・	
①請求先	
②請求方法	
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への 不記載等	
2 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	
②対応方法	

V 評価実施手続

V 許伽夫加士和	<i>5</i>	
1. 基礎項目評価 ①実施日		
②しきい値判断結果	[<選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)]
2 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】	
①方法		
②実施日·期間		
③主な意見の内容		
3 第三者点検【任意】		
①実施日		
②方法		
③結果		

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
-					
			April 10 and 10		

様式4

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号
個人のプライバシ一等の権利利益の保護の宣言
特記事項
評価実施機関名
用上被投票的基本工程,不是一个工程和社会之间
個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ その他のリスク対策
Ⅴ 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報	
1. 特定個人情報ファイル:	を取り扱う事務
①事務の名称	
②事務の内容 ※	
	<選択肢>
③対象人数	1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 1 万人未満 3) 1 万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
	5)30万人以上
	を取り扱う事務において使用するシステム
①システムの名称	
②システムの機能	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
②/18のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[] その他 ()
3. 特定個人情報ファイル:	
. 44-4-19-1-14-19	
4. 特定個人情報ファイル	E取り扱う埋田
①事務実施上の必要性	
②実現が期待されるメリット	
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	
6. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する
	「 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における	旦当部署·
①部署	
②所属長の役職名	
8. 他の評価実施機関	

〈別派 i〉事務の内容	
(備考)	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1 特定個人情報ファイル	4
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢> (選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<選択肢> (選択肢) (1) 1万人未満 (2) 1万人以上10万人未満 (3) 10万人以上100万人未満 (4) 100万人以上1,000万人未満 (5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	
その必要性	
④記録される項目	<選択肢> (選択肢> 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 []個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 []4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 ・業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []屋用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []子の他 ()
その妥当性	
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	
⑥事務担当部署	

3. 特定	個人情	報の入手・	使用 有效性的 医乳腺管 医乳腺管 医乳腺管 医乳腺管 医乳腺管 医乳腺管 医乳腺管 医乳腺管
energia Sectoria			[]本人又は本人の代理人
			[]評価実施機関内の他部署 ()
①入手元 ※			[]行政機関・独立行政法人等 ()
			[]地方公共団体・地方独立行政法人 ()
			[]民間事業者 ()
			[]その他 ()
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法			[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
			[]情報提供ネットワークシステム
			[]その他 ()
③入手の	0時期-銅	順度	
④入手に	係る妥	当性	
⑤本人个	への明示		
⑥使用目	1的※		
	変更0	D妥当性	
		使用部署 ※	
⑦使用の	D主体	使用者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用力	5法 ※		
	情報の	0突合 ※	
	情報0	D統計分析	
	権利を与え得	益に影響を る決定 ※	
⑨使用	開始日		

4. ‡	定個人情報ファイルの	
委託(の有無 ※	[<選択肢> (選択肢> () 件
委託	事項	
①委:	托内容	
	扱いを委託する特定個 &ファイルの範囲	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③要	託先における取扱者数	 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	託先への特定個人情報 ルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑤委	託先名の確認方法	
⑥委	託先名	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5 特定個人情報の提供・	移転	委託に伴うものを	除(。)					
提供・移転の有無]] 提供を行っている] 行っていない	() 件	[] 移転を行っている	() 件
提供先	<u> </u>	11120000						
①法令上の根拠					-			
②提供先における用途								
③提供する情報								
④提供する情報の対象となる本人の数	[1	3) 10万人	満上しいり	:10万人未満 上100万人未満 l上1,000万人未満		,
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲				37 1,00073		W. the		
⑥提供方法	[]情報提供ネットワ]電子メール]フラッシュメモリ	一クシステム]]]] 専用線] 電子記録媒体(フラッ] 紙	シュメモリを限	余〈。)
	[] その他 () #K) .
⑦時期·頻度								
移転先								
①法令上の根拠					-			
②移転先における用途								
③移転する情報								
④移転する情報の対象となる本人の数	Γ]	3) 10万人	未以以以以	10万人未満 上100万人未満 L上1,000万人未満		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲				07 1,0007		<u> </u>		
⑥移転方法	[[[] 庁内連携システム] 電子メール] フラッシュメモリ] その他 (]]]] 専用線] 電子記録媒体(フラッ] 紙	シュメモリを	余<。)
⑦時期·頻度								

①保管場所	*		Charles and Colombia			
②保管期間	期間	Г	1	<選択肢> 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない	2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満	3) 2年 6) 5年 9) 20年以上
	その妥当性					
③消去方法						
7. 備寿	30.					F 30 62 6

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	
	İ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク19を稼ぐ。)

2 特定個人情報の入手(Marine Company of the Company	フークシステムを記	近じた入手を除く。)	
リスク1 目的外の入手が行	われるリスク			
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容				
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	С)	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であ	るリスク		
入手の際の本人確認の措置 の内容 !				
個人番号の真正性確認の措 置の内容				
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・	分失するリスク		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	ί]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシス	マテムを通じた入手を		ク及びそのリスクに対する措置

3 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた細付!	ナ、事務に必要の	ない情報との組	計けけが	行われるリスク	
宛名システム等における指 置の内容					
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分が	[1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元明	員、アクセス権限	のない職員等	ادعتا(て不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[1		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法					
アクセス権限の発効・失効の 管理	[]		<選択肢> I) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法					
アクセス権限の管理	Ĭ.]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法					
特定個人情報の使用の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク				
リスクに対する潜電の内容					
リスクへの対策は十分が	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製	されるリスク			
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定値人情報の使用における	その他のリスクル	とびそのリスク	二対する	the state of the s	

4 \$	寺定個人情報ファイル(の取扱いの委託。			[] 要託しない
委託 委託	先による特定値人情報の 先による特定値人情報の 先による特定値人情報の 発的終了後の不正な使用 託に関するリスク	不正な提供に関する保管・消去に関する	リスク		
情報	保護管理体制の確認				
	個人情報ファイルの側 更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法				
	個人情報ファイルの取 の記録	[3	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法				
特定	個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遊 守の確認方法				
	委託元と委託先嗣の 提供に関するルール の内容及びルール連 守の確認方法		1000	MA 4811 54 5 7 7 1	
特定	個人情報の消去ルール	£	1	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
	契約書中の特定個人情 アイルの取扱いに関する	[.1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容				
	託先による特定個人情 アイルの適切な取扱いの	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 3) 十分に行っていない	こいる 2)十分に行っている 4)再委託していない
	具体的な方法				
その	他の措置の内容			THE MEANURE WE SHOW	110,000
リス	クへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定	個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるそ	の他のリスク及び・		

持定値人情報の提供・移転 [具体的な方法 特定個人情報の提供・移転 [・関するルール ルールの内容及び ルール遵守の確認方			1) 記録を残している	2) 記録を残していない
特定個人情報の提供・移転 [・関するルール ルールの内容及び ルール遵守の確認方				
関するルール ルールの内容及び ルール遵守の確認方				
ルール遵守の確認方		1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
第4 集 当3.7至3.45年				
その他の推奨の内容				
リスクへの対策は十分が []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
Jスク2 不適切な方法で提供・	多転が行われるリ	スク		
Jスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か [)	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移動	こしてしまうりスク、	誤った相手に提供	共・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容				
Jスクへの対策は十分か []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課類が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託 する措置	や情報提供ネット	ワークシスチムを		その他のリスク及びそのリスク
0.7 (DIE)				9000 MB4B3 440 454 5500

らリスク - よって入手が行われるリス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・] 2	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている <認択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている	2) 十分である 2) 十分である
	2	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている	
	2	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている	
	*******	1) 特に力を入れている	2) +分である
「不正確であるリスク	ו	1) 特に力を入れている	2) 十分である
「不正確であるリスク]	1) 特に力を入れている	2) 十分である
「不正確であるリスク		07 BEKEN WILLIAM CALA CA.	173
]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
最が漏えい・紛失するリスク	507417. 104750		
]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
12.9			
]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
るリスク			
	J.	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
まうリスク、誤った相手に提	供してし	まうリスク	
	3	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
接続に伴うその他のリスク	及びその	のリスクに対する措置	
	Jスク よるリスク まうリスク、誤った相手に提] 「ファク」 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 計算に力を入れている 1) 特に力を入れている 1) 特に力を 1) 特に力

7 特定個人情報の保管・	肖去				
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀	長リスク			
①MISC政府機関統一基準評	[]	<選択肢> 1)特に力を入れて遵守してし 3)十分に遵守していない	vる 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
2)安全管理体制	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて登備しているい 3) 十分に整備していない <選択肢>	いる 2) 十分に整備している
3)安全管理规程	[]	 特に力を入れて整備しているい 十分に整備していない 	いる 2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職 4への周知	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない	いる 2) 十分に周知している
5物理的对策	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容					
⑥技術的対策	[]	<選択版> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
具体的な対策の内容					
ひべックアップ	[}	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
③事故発生時手順の策定・ 引知	[)	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
9 過去3年以内に、評価実 危機関において、個人情報に 関する重大事故が発生したか	[1		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
その内容					
再発防止策の内容					
①死者の個人番号	[1	<選択肢> 1) 保管Lでいる	2) 保管していない
具体的な保管方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2 特定個人情報がき	5い情報のまま保管	され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	6 1			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3 特定個人情報が消	4去されずいつまで	も存在するリスク		
消去手順	[3	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	E	3	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去	おけるその他のリ	スク及びそのリスクに	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	
	State of the State			

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1 監査			
①自己点核	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法			
②監査	С]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容			
2、従業者に対する教育:	n 啓発		
従業者に対する教育・啓発	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法。			
3)その他のリスク対策			

V 開示請求、問合せ

	定個人情報の開示 ・		2請求		15000	
①請:	求先					
2請	求方法					
	特記事項					
3)≢⊦	数料等	[(手数料額、納f] 付方法:	<選択肢> 1) 有料	2) 無料)
②個. 表	人情報ファイル簿の公	[1	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
	個人情報ファイル名					
	公表場所	3				
⑤法	令による特別の手機					
⑥個 不記載	人情報ファイル簿への 装等					
2	寺定個人情報ファイル	の取扱いに関	する問合せ			
Œ.	絡先					
②対	吃方法			-		

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	 (選択肢> 1)基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2)基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3)基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4)特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等か	の意見の聴取
①方法	
②実施日·期間	
③期間を短縮する特 段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点檢	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員	【会の承認『行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員 会による審査	

(別添3)変更箇所

(W) MKO	/ 炙、文 画 / /				and the second of the second o
変更日	/ 文文 圖 //	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明